

キューバ経済改革モデルの歴史的性質

新藤 通弘

●はじめに

キューバ経済は、現在構造的な変容を遂げつつある。一九五九年一月フイデル・カストロが率いる七・二六運動などの広範な勢力は、バチスタ独裁政権に対する戦いに勝利した。勝利した革命は、民主

的、民族的な社会を求めて、その後数年間大きな社会変革を行った。現在進められている経済改革は、一九五九年以來形成された経済制度を大きく変えるものであり、歴史的な変化といつてもよいであろう。巷間では米国との五四年ぶりの国交回復とその影響を論じて、あたかも米国との国交回復が、キューバ経済に根本的な大きな変化をもたらすという見解もあるが、それは本質的な変化をもたらすものではない。もっと底流で、構造的な変革が二〇〇八年以来、経済

改革として行われており、経済の各部門で変化をもたらしつつある。さらに二〇〇九年一二月以降は「キューバ経済モデルの刷新」と呼ばれ、キューバ経済を全面的に点検し、改革する活動が展開されている。

現在の経済改革は、産業構造、生産様式、生産手段の所有、分配制度、経済の管理制度まで、全面的なものとなっている。以下に、現在の経済改革モデルは、これらの諸点をどのように変革し、どのような経済モデルをめざしているのか、みてみたい。

●一九八〇年代末のキューバ 社会とその特徴

キューバは、一九五九年の革命勝利以後、米国と対峙するなかで大半の経済部門を国有化し、戦時

経済的平等主義に重点をおいた経済・社会政策を追求した。その結果、一九八〇年代のキューバ社会は、医療・教育・芸術・スポーツ、社会福祉の面で国民生活は著しく向上した。三〇%あった失業率も六%に減少した。平均寿命、乳児死亡率は先進国並みの数字となつた。

政治家・官僚の汚職、企業幹部

表1 キューバ経済部門の国有化率 (%)

部門	1960年	1961年	1963年	1968年	1975年	2011年	2015年
農業	37	37	70	70	79	34	21
工業	50	85	95	100	100	△	△
建設	—	80	98	100	100	100	△
運輸	—	92	95	100	100	△	△
小売業	—	52	75	100	100	△	△
卸売業	△	100	100	100	100	100	100
貿易	0	100	100	100	100	100	100
銀行	0	100	100	100	100	100	100
教育	△	100	100	100	100	100	△

(注) △印は、比率は未発表だが民間企業が混在することを示す。石油生産部門、ニッケル生産ではすべて合併、ホテルも半数以上が合併、小売業も合併企業が少なくない。2015年教育では、保育園・幼稚園に民間経営が生じている。

(出所) José Acosta, 'Cuba, de la neocolonia a la construcción del socialismo (II)', en *Economía y Desarrollo* No.20, 1975; Carlos Rafael Rodríguez, *Cuba en el tránsito al socialismo (1959-1963): Lenin y la Cuestión Colonial*, Siglo XXI, México, 1978.などから筆者作成。

の賄賂、不正選挙、非識字、売春、

賭博、麻薬、マフィアなどの社会

悪は一掃され、人種差別も基本的に消滅し、女性の社会的地位も著しく向上した。所得の再分配の面でも、革命前の所得最下層一〇%と最上位層一〇%の二〇倍の貧富の差が、一九八〇年代末には四倍に縮小した。所得格差も大きく改善された。

しかし、経済構造の面からは、砂糖生産に依存するモノカルチャーエコノミーは克服されず、貿易相手国も米国からソ連へと一国依存が地理的に変わったにすぎなかつた。

中央指令型計画経済で企業間および流通面での市場要素の不在から生産効率は低かつた。企業や国民のモノ・サービスに過剰な補助金を支出し恒常的な過剰通貨状況を生み出し、慢性的な国際収支の赤字によって多額の対外債務を抱えた。八〇年代末にはこうした経済モデルは疲弊していた。そうした折に、一九九〇年キューバは、貿易額の八五%を依存するソ連圏の経済困難の影響を受けて、未曾有の経済困難に陥り「平和時の非常時」を宣言した。

●未會有の経済危機と対症療法的対応

一九九〇年八月、キューバは、

ソ連からの石油輸入が二三%激減し、各種の緊縮政策を打ち出した。一九九〇年から九三年にかけて連續して経済がマイナス成長となり、GDPは四〇%近く後退した。輸入依存度の高いキューバ経済は、潰滅的な打撃を受け、国民はかつてない困難に苦しむこととなつた。

この時、キューバ政府が取つた政策は、いわば対症療法的なものである一方、各省が割り当てられた外貨を管理する、一定の分権化政策も取られた。一九九一年の共産党第四回大会では、危機的な食料問題を解決する重要な政策として、農民の自由市場の開設が期待されていたが、承認されず、わずかに家庭菜園と自営業のサービス業の種類の若干の拡大が決議されただけであった。

キューバ政府は、経済回復を迅速に実現するため、一九九一年に観光業の推進と新しい外国投資法の制定を決定した。新投資法では、外資の参加比率、海外在住のキューバ人の投資の許可、合弁企業、外資企業の法人所得税率など、一九八二年の外国投資法よりもより

柔軟なものであつた。外国投資はピーカ時の二〇〇〇～〇一年に四〇三件、五二億ドルに達したが、

外国企業の経営計画自体に収益性が欠けたり、キューバの市場規模を見誤つたりして、二〇〇八年には二三〇件まで減少した。

また一九九三年九月、資材不足で農場について、規模を一〇分の一に縮小して、協同組合農場（UBPC）に改編した。一九九四年九月には食料の供給を増やすため、農産物の自由市場が開設された。

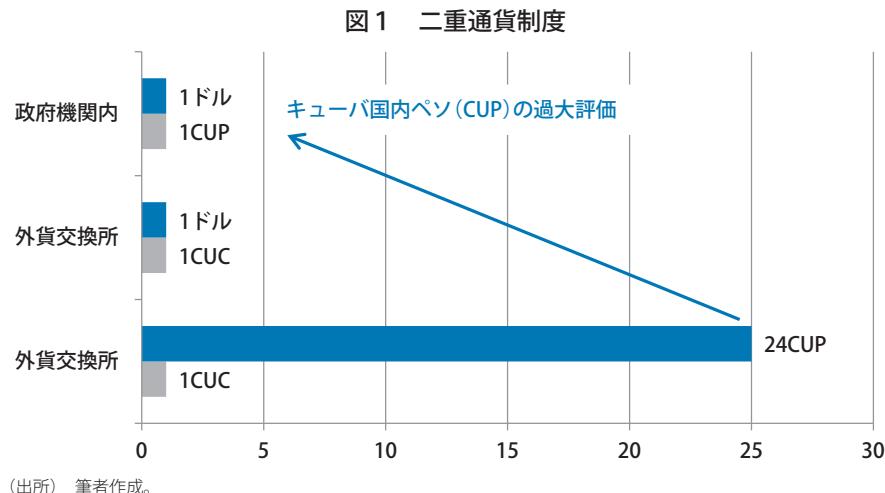
一方、米国の対キューバ経済封鎖政策は、一九九三年のトリセリ法によりキューバに寄港した船舶の一八〇日以内の米国寄港を禁止したり、米系海外子会社のキューバとの取引を禁止した。しかし、経済の後退も一九九四年には止まり、一定の回復基調に戻つた。

その後、一九九六年ヘルムズ・バートン法⁽¹⁾が制定されるなど、米国のキューバ経済封鎖、締め付け政策、キューバ国内の反体制派への支援が一層強化された。こうした状況のなかで、経済の自由化をこれ以上進めることは、むしろ国民の間に混乱を生みだしかねないと政府指導部は危惧するようにな

なり、一九九七年以降は重要な経済改革政策は打ち出されなくなつた。

一九九七年第五回共産党大会が開催され、「市場問題」が討議された。しかし、経済決議では、市場と計画との関係について「中央の計画が経済指導の基本的役割をもつていて、市場メカニズムには固有の歪みがある」と強調するにどまつた。こうした市場への警戒感から、その後市場要素を拡大することにはならなかつたのである。

キューバ国内の経済困難が進行するにつれて、海外のキューバ人家族から家族送金（ドル）が増え、また一九九一年から観光が推進され観光客から受け取るドル（チップ）を入手する観光関係の労働者が増えてドルが闇で流通し始めた。そこで政府は、一九九三年八月、外貨所持を合法化した。このことから、外貨販売店（日用品を自由販売する国営の販売店）でドルではなくキューバの通貨で買えるように「外貨交換ペソ」（CUC）が発行された。しかし、このことにより、キューバ・ペソ（CUP）と外貨交換ペソの二重通貨制度が生み出され（図1）、キューバ経済に複雑な問題をもたらすことにな



(出所) 筆者作成。

なった。政府は、国内各地に外貨交換所を開設し、外貨販売店を全国で開店した。一方、経済の後退にもかかわらず、公務員への賃金支払いや、企業への補助金の支払は維持された。その結果、財政赤字が増大し、それを通貨の発行で切り抜ける政策

を維持したことから過剰通貨となり、ハイパーインフレが生じた。キューバ・ペソの購買力は、一九八九年の四分の一になつた。国民は、生活費と賃金の差額を何らかの方法で満たさなければならなくなつた。このことは、現在、キューバ社会で汚職や違法行為の温床となつてゐる。しかし、結局、フидエル政権のもとでは構造的な経済改革は行われなかつた。

食料の増産も伸びないことから、二〇〇一年一二月米国政府がキューバ向けに特例として農産物の輸出を許可したことを利用して、キューバ政府は、国民生活の困難の緩和策として米国から三〇〇〇万ドルにのぼる食料を輸入した。しかし、最終的に一九九二年から二〇〇〇年までの改革の期間の経済成長によつても、経済は非常時前の水準に戻つたに過ぎなかつた。

●経済・社会の構造的改革をめざして

二〇〇六年七月、フидエル・カストロ議長の病気により、すべての権限がラウル・カストロに移譲された。ラウルは、二〇〇七年七月、キューバの懸案の諸問題の解決のためには構造的改革が必要で

あると、キューバ経済の根本的な問題を指摘した。ラウルは、二〇〇八年三月からまずは、不要な禁止条項の廃止に取りかかり、家電の販売を外貨販売店で解禁し、一般市民の携帯電話の使用を許可し、キューバ市民が外貨を支払いホテルに宿泊することを許可した。

二〇〇八年のリーマンショックおよびハリケーンの影響は、キューバ経済に深刻な影響を及ぼした。キューバ政府は、経済・計画省を中心、二〇〇九年半ばから二〇一〇年五月にかけて中期経済計画を検討した。その結果、「マクロ経済の不均衡、構造的諸問題、非効率の問題は、過剰に中央集権化し、過重の行政機構をもつてゐる現在の経済モデルでは解決できなない、経済モデルを刷新しなければならない」という結論に達し、第六回共産党大会に向かつて「経済・社会路線」の策定に着手した。

ラウルは、キューバ経済の構造的改革を進めるにあたり、二〇一〇年一〇月「経済・社会政策路線」を公表し、翌年四月の第六回党大会に備えて、職場や居住区、大衆組織で大衆討論にかけた。この文書では、次のような二〇一〇～二〇一五年間の三一三項目

の総路線が承認された。

第一に、計画と市場をどうみる

かという問題について、今回の経

済・社会路線では、「計画を優先

するが、市場を否定せず、管理し

た市場を活用する」と、市場要素

を配慮することが確認された。所

有面では、社会的所有を堅持し

つも、外国投資、協同組合、私企

業、自営農などを推進し、多様な

所有形態を目指すとされている。

国営の飲食業、美容・理容業など

のサービス部門の経営を従業員に

請負で貸し出す請負制度が承認さ

れた。国営部門の過剰労働者を削

減し、民間部門の労働者を増大し、

民間経済の拡大が目指されている。

農業でも自営業、協同組合の非国

営部門を優先し増産が図られて

いる。作物栽培の自由、農産物の自

由市場販売が促進されている。国

営企業では、所有(国)と経営の

分離(できるだけ国は関与せず)

を図り、生産者の生産意欲を奨励

するとともに、経営責任を明確に

して企業の倒産が認められた。ま

た、企業の価格決定権を強化し、

革命勝利後初めて在庫の回転率を適切に管理することが謳われた。

第二に、分配の問題について、

税制で個人所得に累進課税を適用

すること、国の過剰な保護主義を改め、画一的・包括的な無料制度および配給制度を止め、真に必要な個人を保護する制度にすること、

増大する民間労働者にも今後は社会保障費の支払いを求めることが、決められた。配給制は、国の財政負担となつてること、所得格差が拡大してきている社会の現状に適合しなくなつてることから、秩序ある漸進的な方法で廃止すると定められた。

このほかに外国資本のキューバ国内への投資を促進する、経済特区を開設すること、特にマリエルの経済開発特区の推進が強調された。さらに、二重通貨制度を漸進的に廃止し、賃金の購買力を回復することが決定された。

ラウルは、二〇一〇年、経済社会発展モデルについて、基本的な生産手段は、社会主義全人民所有が支配的なモデルであると中間報告をした。キューバ経済モデルの性格は、二〇一六年度四月に開催される第七回共産党大会で規定される予定である⁽²⁾。「党と革命の経済・社会政策路線の導入と発展のための政府常設委員会」の設置が決定され、マリーノ・ムリージョ・ホルへ経済担当政治局員が責

任者に任命された。今後の経済改革は、この政策路線に従つて進められることになった。

●構造的改革の実施

ラウル政権の改革政策の特徴は、「急がず、休まず、思い付きに陥ることなく、よく考えて」というものである。ラウル議長は、まずは引き続き不要な禁止条項の廃止・国民生活の改善を進め、二〇一一年九月中古自動車の売買を、同年一月キューイバ人および永住外国人に住宅の売買・譲渡を、二〇一二年六月電話販売の自由を認めた。また、二〇一二年一〇月、新出入国法を公布し、国民の自由な出国を認め、海外滞在期間を二四カ月に延長した。のことにより、国民は海外での労働契約（出稼ぎ）が可能となつた。キューバ人スポーツ選手のプロ契約も認められ（二〇一三年九月）、一般市民の車両の自由購買が認められた（二〇一三年一二月）。ラウル政権は、こうした軽度の改革を進めつつ、一層の経済成長と国民生活の改善を求めて以下のよう構造的改革に乗り出した。

第一に、国営企業の改革と自営業の多様化の推進である。ラウル

政権は、「経済・社会路線」に従つて、国営企業改革にも着手し、二〇一三年四月企業は、税引き後利益の五〇%（それまでは三〇%）を自由に処分できることにし、運営資金、投資、従業員へのボーナスなどの決定を自由とした。二〇一四年四月には一連の企業改革関連法を発表し、企業の成績の許す範囲で賃金を支払いできる、固定資産の減価償却および無形資産の償却、留保金を分担する必要がない、税引き後利益の五〇%を留保できる、七つの経営指標が満たされ、一八カ月の会計監査を受けたれば、利益を報奨金として労働者に分配できるなど決めた。しかし、各企業に一定の取引・生産の自由がなければ、企業の収益性、効率性は改善できないと筆者には思われる。

キューバでは、歴史的に生み出された公営企業の過剰雇用が一三〇万に達していた（労働者の二五%）。たとえば、キューバ国営農場では二六%、建設部門では一五・四%の労働者が非生産部門の事務部門で勤務していた（一般に日本では事務管理部門は一〇%以下）。二〇一〇年七月、過剰雇用の問題を自営業と協同組合を推進

して解決することが打ち出された。ラウル政権は、本来国営企業になじまない非効率な小規模国営サービス企業を民営化するため、二〇一〇年三月から国営のサービス部門で請負制の導入を始めた。この制度は、タクシー、美容室、飲食店などの国営サービス業で、店铺、設備、労働用具は労働者に貸し、営業も収益の配分も完全に労働者にまかせるというものである。まず一部のタクシー運転手に、次に理容院、美容院に、さらに一〇～二〇人乗りの中型バスに、請負制度を採用した。政府は、二〇一四年一〇月には、全国の一万余店（従業員三万人）を漸次自営業か、協同組合に移行すると発表している。

ラウル政権は、認定自営業種を二〇一三年には二〇一業種に拡大し、現在、自営業者は五〇万人を超える（図2）、経済活動人口の九・九%を占めるに至っている。同時に、自営業者に対して新たな所得税が設定された。自営業のかには、数十人雇用するものも出ており、実質的な小規模経営企業となつている。国民からは、認定自営業種の一層の拡大が要望されている。

二〇一二年三月には、農業部門以外でも実験的に協同組合を設立することが決定された。これまで請負制度の対象ではなかつた製造業も試験的に請負制度を導入している。二〇一四年末現在、承認さ

れた四五二の非農業協同組合のうち三九五（組合員五、五〇〇人）が設立されている。

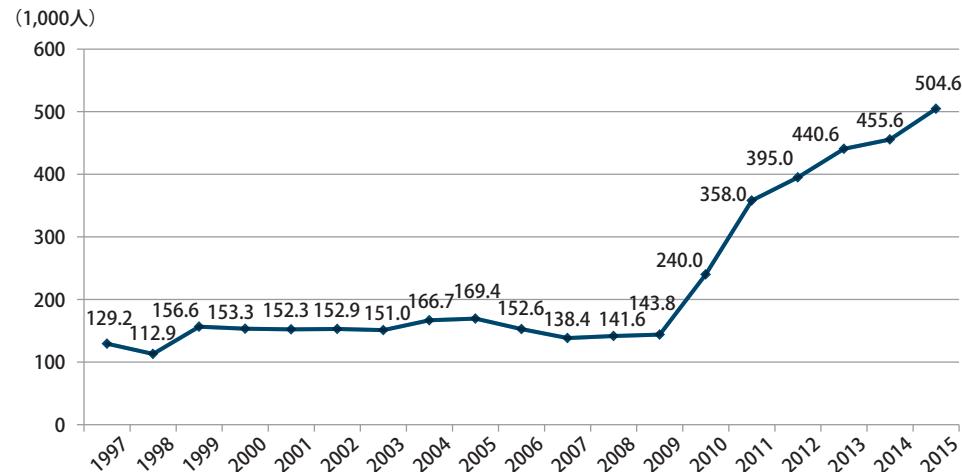
二〇一四年六月、三〇年ぶりに新労働法が制定された。自営業者は、現在、労働組合のナショナル

センターであるキューバ労働者センター（CTC）に組織されている。しかし、自営業経営者は、労働者ではあっても経営者でもあり、キューバ小農協会（ANAP）と同じく独自の業界組織に組織され

るべきで、いろいろな議論が起きている。

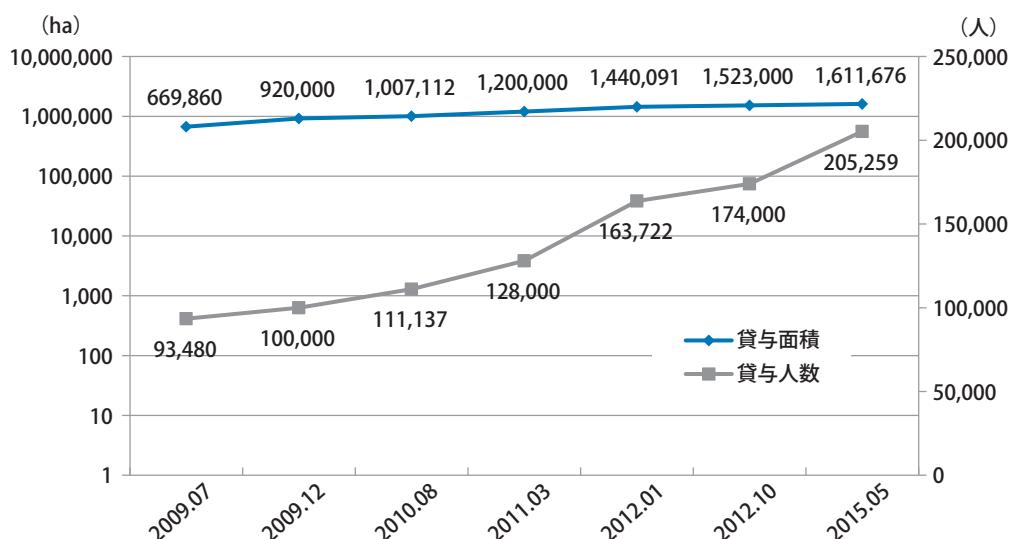
第二に、農業生産の振興である。ラウル政権は、二〇一一年九月、重要産業省であった砂糖工業省を廃止し、傘下の企業を砂糖農工業企業グループに改組した。すでに

図2 自営業者数の推移（1997～2014年）



（出所）各種資料より筆者作成。

図3 未利用地の使用権貸与の推移

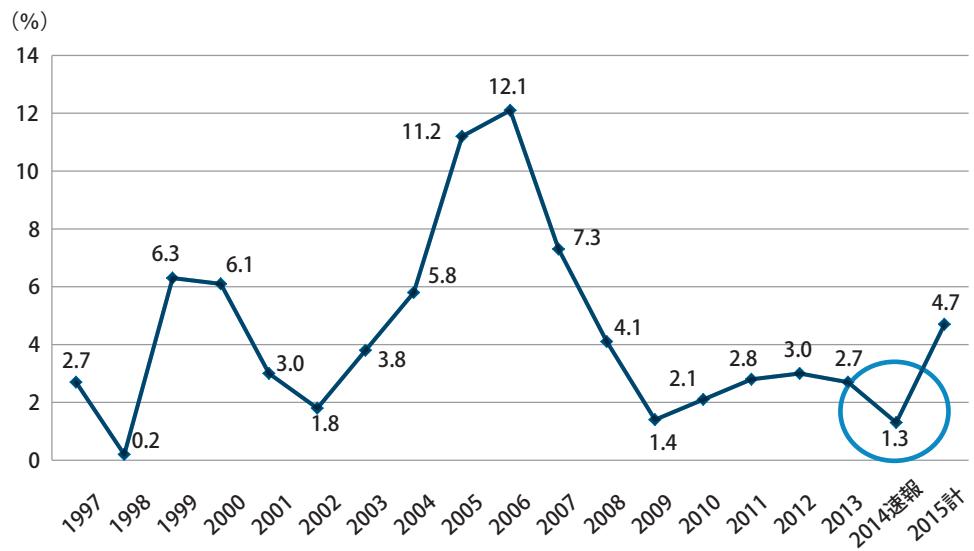


（出所）Granma紙など各種資料より筆者作成。

ラウル政権は、砂糖の国際価格注視しつつ、砂糖産業の回復に取り組み、二〇一二年一月これまで防衛産業、医療、教育産業とともにタブーであった砂糖産業への外国投資を認めた。これも、別な意味で歴史的な転換であった。

またラウルは、食料増産の対策として二二〇万ヘクタールある国有地の未利用地の使用権を農業・牧畜生産用に法人あるいは個人の希望者に二カバジェリア（二六・八ヘクタール）付与することを決定した（個人には一〇年間、法人には二五年間、二回延長可能）。二〇一五年現在、二〇万五〇〇〇人に一六〇万ヘクタール貸与されている（図3）。これは、従来の

図4 キューバ GDP成長率



(出所) Oficina Nacional de Estadística e Información de Cuba (ONEI), Anuario Estadístico de Cuba 2000-2013およびGranma紙掲載ニュースから筆者作成。

農地六三〇万ヘクタールの二〇%にあたり、しかも野菜、根菜類、稲作の生産が考えられており、食料問題への大きな寄与が期待されている。

第三に、経済成長と外国投資誘

致の推進である。キューバは、一九九〇年代以降、国民総支出（国民総支出GDP）のなかで消費に重点が置かれ、投資と消費のバランスが崩れて、かつてGDPの二〇%を超えていた総固定資本形成（投資）が一〇%を割る状態が続いている。その結果、道路、港湾、上下水道などのインフラや生産設備の老朽化が著しい。二〇一三年ラテンアメリカ・カリブ海諸国の平均は二二%である。高度経済成長では、一般に三〇~四〇%の総固定資本投資が必要とされている。そこで二〇一四年三月、現在の社会主義建設

も一〇〇%外国資本で、キューバ

を維持するためには、キューバは年間五~七%の経済成長が必要である。そのためにはGDPの二〇%以上の総固定資本投資が必要と認識された（図4）。しかし、国内資本での投資は期待できないので、年間二〇~二十五億ドルの外国投資が必要であると強調している。

二〇一三年九月には、外国投資計画の中核であるマリエル特区関連法が公布され、二〇一四年三月には新外国投資法が制定された。二〇一四年五月経済計画省は、一連の決議で、「マリエル特区の労働者の賃金は、二〇一四年度は一ドル＝一〇ペソのレートで計算し賃金を支払うこと、賃金は、投資企業とキューバの労働者派遣契約公団の間ではドルで設定され、八〇%を労働者が受け取ること」が決められた^③。現在のドルとペソの交換レート、一ドル＝二四ペソでなく、一ドル＝一〇ペソと、ペソを切り上げた形で計算される。二重通貨の解消のためのひとつつの摸索として設定されたものとみなされている。

二〇一五年九月末現在、マリエル開発特区に九計画が承認されている。八件の外国企業は、いずれも一〇〇%外国資本で、キューバ側の受け入れの意欲と柔軟さがうかがわれる。現在、三〇カ国から四〇〇余の計画が申請されているが、一ヶ月一件の承認ペースでは、年間二〇件にも満たず、投資額も二〇三億程度にしかならない。投資保護協定の締結、雇用労働者の直接雇用契約など、キューバ側の投資環境の一層の整備が望まれている。

二〇一四年度、財の生産は、GDPの一八%にしかすぎず、サービス生産が八二%をしめている。二〇〇四年から医療サービス輸出が飛躍的に増大した結果、このような構造になったものである。生産する財の多角化、中小企業での消費財の生産の促進が、「経済・社会路線」では提起されているが、マリエル開発特区、あるいはそれ以外の外国投資の進展に財生産の増大が期待されている。経済のバランスという意味では、財とサービス生産の均衡化も重要な課題である。

第四に、財政制度の強化である。

ラウル政権になつてから、政府の基礎的財政収支を三%程度の範囲に抑える努力をしている。そのために、国営企業への赤字補填の削減、各種消費物資へ補助金の削

配給制度の漸進的廃止、医療、教育、文化予算の削減などが進められている。

二〇一三年には、財政赤字の一部を国債の発行で補填するようになった。赤字の七〇%は従来どおり通貨の発行でカバーするが、三〇%は国債を発行し、二〇一四年には全額を国債でカバーするようになった。ただ国債は、キューバの商業銀行（実質的には国立銀行）、国立中央銀行が引き受けているが、こうした方法は適切ではない。

第五に、国際收支の改善と対外債務交渉の進展である。一九五九年の革命勝利以前は、キューバの国際收支は一九五八年を除いて例年黒字であった。しかし、革命勝利後は、一九九九年まで六〇年、七四年の二年のみ黒字という体质が続いた。その結果、キューバは、多額の累積債務を抱えるようになつた。しかしラウル政権は、貿易決済、対外債務の合意は厳密に守る方針を貫いている。

二〇一二年にキューバは、対外債務額は公的債務が約三五五億ドル（ロシアを含める）、民間商業債務が八〇億ドルに達していた。ラウル政権は、対外債務問題の解

決に積極的に取り組み、二〇一〇年中国と商業債務六〇億ドルの繰延を合意し、日本と一四億ドルの商業債務を、メキシコと四億七八〇〇万ドルの商業債務を、ロシアとの公的債務三二〇億ドルを、大半の支払を免除され、一部を長期割賦支払い解消した。さらに二〇一五年六月、パリクラブとの間で、一九八六年以降の累積債務額を一五〇億ドルで確定し、この債務の支払い方法について交渉が行われている。パリクラブとの累積債務額の合意、米国のテロ支援国家リストからの削除により、国際通貨基金（IMF）、世界銀行の融資の可能性も出てきている。

第六に、二重通貨の解消である。現在キューバでは、交換ペソ（CUC）と国内ペソ（CUP）の二種類の通貨が使用されている（図1）。公務員は、CUPで賃金を受け取る⁽⁴⁾。CUPは配給品の購買、光熱費の支払いなどに使用され、CUCは外貨販売店やレストランなどで使用される。問題は、企業間では取引に「CUC=一CUP」が適用されており、三重交換レートとなっている。この二重通貨制度は、できるだけ早期に解決しなければならないと、ラウル

政権も国民も認識している。国営企業間の取引を歪め、原価計算の実態を隠蔽し、実質賃金を激減させているからである。

ラウル政権は、二〇一四年一月、CUPへの国民の信頼を回復するため外貨販売店の一部でCUPでの支払いを実験的に認めた。さらに三月には二重通貨統一についての方式を官報で公示したが、実施日は未定となつたままである。現在、適切な交換レートがどの程度なのか、特定の企業間で実験が行われている。しかし、二重通貨の解決には、何よりもペソの価値の上昇が必要で、それには生産が増大しなければならない。キューバ経済のジレンマとなつてている。

最後に、少子高齢化対策である。現在、キューバでは、少子高齢化が進行している。これは、基本的に無料医療制度で国民の寿命が伸びたうえに、一九九〇年代に入つて経済危機のなかで婚姻率が下がつたこと、出生率が下がつたことと、海外（特に米国）への経済目的の若者世代の移住が増えたためである。その結果、キューバは、逆ピラミッド型の人口構造を抱えようになり、深刻な問題となつてている。

●まとめにかえて

経済成長が低迷していたキューバ経済を二〇〇八年のリーマンショックと自然災害は直撃し、キューバの政治・経済・社会モデルは徹底した再検討を迫られた。フィデル・カストロから二〇〇六年政権を引き継ぎ、経済の構造的な変革の必要性を痛感していたラウル・カストロは二〇一〇年から本格的、全面的な経済改革に乗り出した。その意味で、現在の経済改革は、キューバ革命勝利以降に累積した諸問題を歴史的に改革するものといえるかもしれない。

今から五六年前の反バチスタ独裁の戦いは、農村と都市で広範な反バチスタ独裁勢力結集して勝利したものであるが、当時の識字率は五七%以下で、一三歳から一六歳の少年の就学率はわずか一七%、大卒者も合計二万人（人口六六〇万人の〇・三%）で、いわば少数民族のエリートに率いられた革命であった。それは、卓越したフィデル・カストロのカリスマ的指導力に大多数の国民が従つた革命であつたといえよう。

しかし、現在は、識字率は九・八%、中学就学率は八七%、大卒者は一二〇万人余（人口の一

一・一一%)、であり、キューバは高度の教育社会となつてゐる。今や、広範な国民は、一人一人が自らの考へで自らの将来、社会の将来を考える能力を持つてゐる。一方、経済の構造的改革は、多様な生産形態を生み出しており（表1）、従来の社会の大きな変容を要求してゐる。大衆社会のなかで、変革の内容、改革の速度を、国民の一人一人が決める時代となつてゐる。その意味では第二の革命、多数者革命の時期に入つてゐるといつてよいかもしない。しかし、その過程では、国民の多様な意思を表現し、国の政策に具現するための政治的枠組みの新たな構築が課題となつてくると思われる。

（しんどう みちひろ／アジア・アフリカ研究所）

る条項は、国際法に違反するものとして、国連などで国際的に批判されてゐる。

(2) ラウル議長は、1961年11月の国会で、「キューバの社会主義は持続可能で繁栄した社会」と規定し、以後キューバの社会主義を表すものとしてこの用語が使われてゐる。

(3) たとえば、ある労働者をキューバ側が投資企業に一ヶ月100ドルで派遣契約すれば、労働者は、 $100 \times 10 = 1000$ ペソ、その八〇%、八〇〇〇ペソ（CUP）が受け取り賃金となる。

(4) いのりいかへ、たとえば、月額六〇〇ペソを受け取る公務員の賃金が、六〇〇÷一四=わずか二五ドルと単純に計算する誤りが多くみられるが、キューバ政府の医療、教育の無料政策、配給品、スポーツ、文化行事、公共交通などへの補助金を考慮して実際の賃金を計算しなければ間違つてしまふ。

——、——は揺れても倒れな——』アーベン・コネクションズ、1961年。

(3) L·ヒューバーマン／P·M·スウェービー（池上幹徳訳）

『キューバ——「の革命の解剖——』岩波新書、1960年。

(4) ——（柴田徳衛訳）『キューバの社会主義』（上・下）岩波書店、1969年。

(5) イグナシオ・ラモネ（伊高浩昭訳）『ファイナル・カストロ——みやから語る革命家人生』（ナ・エ）岩波書店、1961年。

(6) Pavel Vidal Alejandro y Omar Everleny Pérez Villanueva compiladores, *Miradas a la Economía Cubana: El Proceso de Actualización*, La Habana: Editorial Caminos, 2012.

(7) Rafael Alhama Belamaric, *Breves Reflexiones sobre la Actualidad Económica y Social*, La Habana: Editorial de Ciencias Sociales, 2013.

(8) Colectivo de Autores del Centro de Estudios de Economía Cubana, *Economía Cubana: Transformaciones y Desafíos*, La Habana: Editorial de Ciencias Sociales, 2014.

(9) Armando Nova González, *La Agricultura en Cuba: Evolución y trayectoria (1959-2005)*, La Habana: Editorial de Ciencias Sociales, 2006.

(10) ——, *El Modelo Agrícola y los Lineamientos de la Política Económica y Social en Cuba*, La Habana: Editorial de Ciencias Sociales, 2013.

(11) ONE, *Anuario Estadístico de Cuba*, 2000-2014.

(12) Jorge F. Pérez-López, *The Economics of Cuban Sugar*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1991.

(13) Orlando Benítez Victores, *Sistemas de Dirección de la Economía en Cuba (1959-1986)*, La Habana: Editorial Historia, 2010.

(14) Omar E. Pérez Villanueva, Cuba: *La Ruta Necesaria del Cambio Económico*, La Habana: Editorial de Ciencias Sociales, 2013

(15) *Granma*, Órgano Central del Partido Comunista de Cuba.

(16) *Juventud Rebelde*, Órgano Central de la Unión de Jóvenes Comunistas.

(17) *Cubadebate*, Sitio Web de Cuba.

(18) *On Cuba*, Sitio Web de Cuba.

(1)この法律は、キューバ製品の米国への輸入を全面的に禁止したりする一方、キューバでの民主的政権が樹立された場合の支援を規定するなど露骨な内政干渉的条項を含んでゐる。なかでも、旧米系資産への投資者に損害賠償を米国で訴訟する行為を認め、米国の国内法を第三国に適用す

《参考文献》

(1)レイセスター・コルトマ（岡部廣治監訳）『カストロ』大月書店、1960五年。

(2)西林万寿夫『したたかな国キュ

《参考文献》

(1)レイセスター・コルトマ（岡部廣治監訳）『カストロ』大月書店、1960五年。

(2)西林万寿夫『したたかな国キュ